

平成28年度第2回 評価委員会説明資料



平成28年12月20日（火）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中!

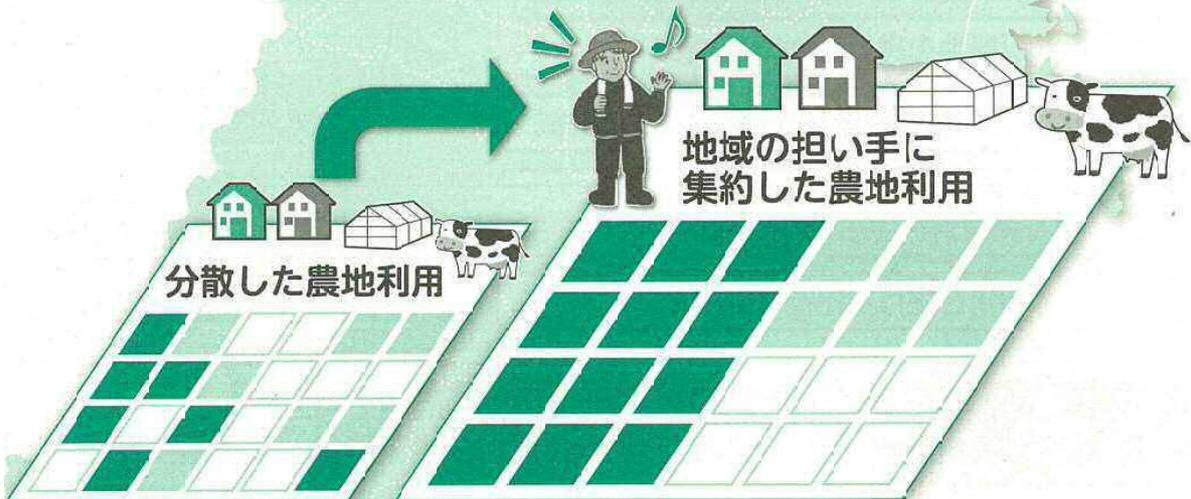
農地集積バンクを活用しましょう!

「農地集積バンク」を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめたい担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規就農するので農地を借りたい方

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

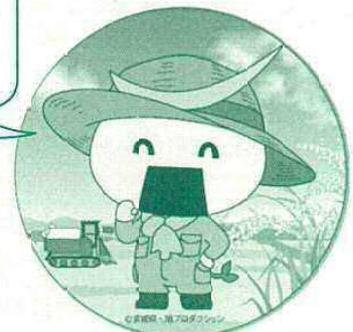
認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



地域農業を将来にわたって守るため、一丸となって取り組みましょう!



宮 城 県
宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)



©宮城県・旭プロダクション



農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員会・JA等へ相談

機構へ貸付け

注) 農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ①出し手から農地を借受け
- ②必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



機構から借受け

受け手
(担い手)

農用地利用配分計画案(市町村作成)

農用地利用配分計画の公告(県)



農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA等の委託先含む)と貸付希望者の交渉(期間、賃借料など)

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①

機構又は市町村・JA等の相談窓口ご連絡します。

ステップ②

貸付期間、賃借料等の諸条件を相談し契約します。(機構に貸借に係る権利が移動します。)



農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程(貸付先決定ルール)に基づき、受け手を選定

機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告(農地の権利移動)

ステップ①

(市町村・JA等の相談窓口にご相談) 機構による借受希望者の募集に応募します。

ステップ②

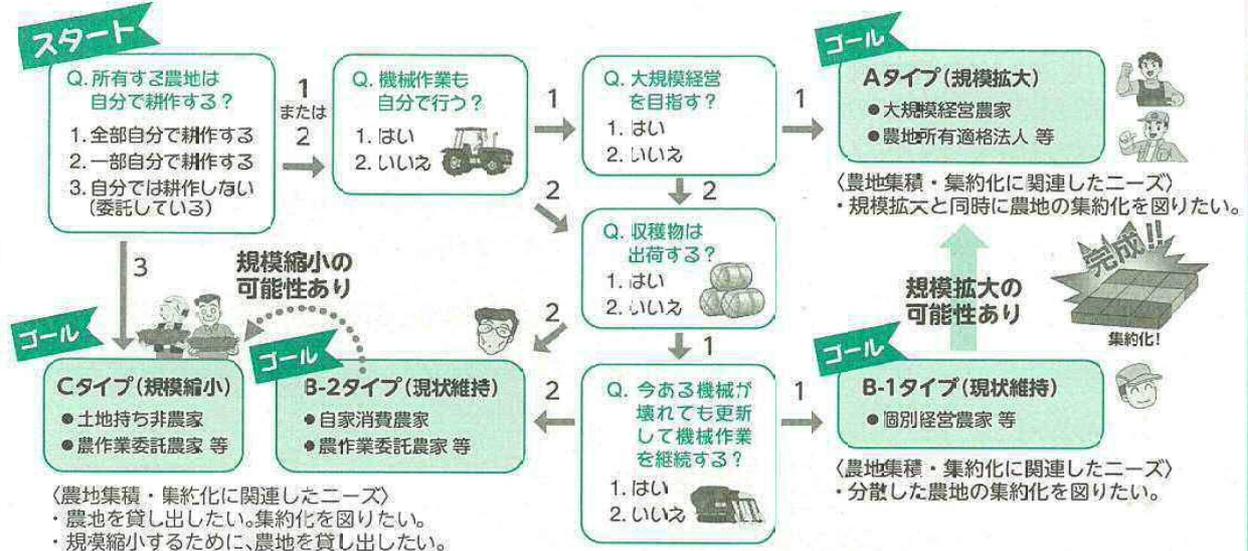
機構と期間、賃借料等の諸条件を相談します。

ステップ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

今後の農業経営と農地中間管理事業の活用について

近い将来、該当するであろう経営のタイプと農地集積・集約化に関連したニーズについて、下のフロー図を参考に考えてみましょう。



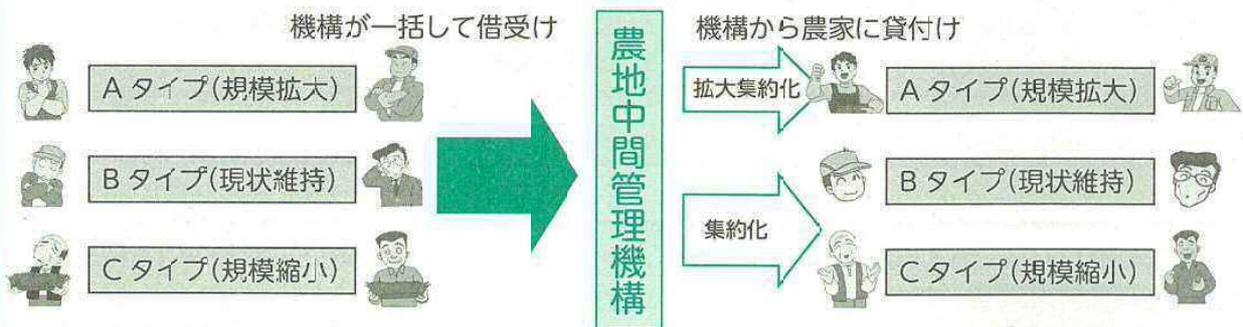
A、B-1 タイプの方々は、主に「借受け」の要望が、B-2、Cタイプの方々は、「貸付け」の要望があると思われる。また、全てのタイプの方々に、「集約化」の要望があると思われる。

農地中間管理事業は、これらの3つのAタイプ、Bタイプ、Cタイプの方の要望にも対応し、農地の利用調整を図るものです。それぞれの立場で、本事業の活用を考えてみてください！

※ A、B-1 タイプの方は、機構による借受希望者募集への応募について、ご検討願います。

農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地区内で土地利用計画について、合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



以前の農地の利用(所有)状況

A	B	C	B
B	A	A	B
A	C	A	C
C	A	C	B

土地利用計画に沿い、
様々な要望に対応した
貸付けが実現

事業活用後の農地の利用状況

A	A	A	B
A	A	A	B
A	A	A	B
C	C	B	B

事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）。

② 受け手(担い手)のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の貸し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 農地中間管理事業と他事業とのパッケージ活用により、より一層の経営の効率化が図れます。

事業のポイント

① 借受基準(機構が借り受けする場合)



- 農業振興地域内の農用地等を借り受けます。
ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

② 貸付先決定ルールの基本原則(機構が貸し付ける場合)



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除(機構から貸し付ける相手が見つからない場合)



- 機構が農地を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社(宮城県農地中間管理機構) 担い手育成部

TEL:022-275-9192 FAX:022-275-9195
HPアドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

- 宮城県農林水産部 農業振興課 経営構造対策班

TEL:022-211-2835 FAX:022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業(林)振興部
- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成28年12月20日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H26,5,16 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公社)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社) 東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県 (農振) 指令第211号 (H28, 11, 2) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H27年度分は、H28, 6, 30付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成26年度 (初年度)

- ① 年 内 (12月18日) ・ ・ ・ 任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ② 年 度 内 (3月17日) ・ ・ ・ H26事業見通し・H27当初事業計画

(2) 平成27年度以降 (H28以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ① 年度当初 (6月10日) ・ ・ ・ H26事業報告 (評価検討)
- ② 年 内 (12月25日) ・ ・ ・ H27事業中間報告
- ③ 年 度 内 (3月24日) ・ ・ ・ H27事業見通し・H28当初事業計画

(3) 平成28年度 (参考)

- ① 年度当初 (6月 8日) ・ ・ ・ H27事業報告 (評価検討)
- ② 年 内 (12月20日) ・ ・ ・ 任命式・事業等説明・H28事業中間報告

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができ
る者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる
委員の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会には、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞く
ことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に
関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会
議に諮って定める。

附 則
この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成28年度)
平成28年12月20日

区 分	組 織 名	職 名	氏 名	備 考
委員	東北大学大学院	教 授	伊 藤 房 雄	
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭 男	
委員	(一社)東北経済連合会	常務理事事務局長	齋 藤 幹 治	
委員	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊 本 廣 一	
委員	弁 護 士	弁護士	丸 山 水 穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年（H28,12,20～H30,6,30）

本資料は、農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について（27経営第1068号H27.7.14付け農林水産省経営局長通知）に基づき、農林水産省経営局より示された資料を抜粋したものです。

【参考】

**農地集積・集約化の実績を上げるための
機構の事業の進め方（4つのアプローチ）**

1 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ

機構・都道府県は、各市町村・各地域の農地の状況、担い手の状況、人・農地プランの状況等を完全に掌握し、整理・分析しておくことが必要。
また、人・農地プランの毎年の見直しを推進することも重要。

- (1) 人・農地プラン等で農地流動化の機運が盛り上がっている地域
 - 機構が借りて転貸することで、農地流動化を実行する。
- (2) 相当な耕作放棄地（再生不能なところを除く）が発生している地域
 - 機構が転貸先を探した上で、耕作放棄地を借りて転貸する。
- (3) 担い手が十分いないため、近い将来耕作放棄地が相当発生すると考えられる地域
 - 市町村と連携して、農家アンケート等により地域の将来への危機感を高め、高齢の方から早めに機構が借りて、機構が探した転貸先に転貸する。

2 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ

- 機構は、応募した受け手について、地域の担い手、新規就農希望者、新規参入希望企業など、類型に分けてニーズをきちんと分析・整理する。
- その上で、そのニーズに応えられる農地を探して借りた上で、受け手に転貸する。
- 機構は、公募以外でも、都道府県下の経済団体と連携を密にし、新規参入希望企業の拡大に努める。

3 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ

- 機構は、法人・認定農業者の団体だけでなく、個々の法人・認定農業者との話し合いを行い、その法人等の地域の農地利用の最適化を図るためにどうするか（利用権の交換など）という構想を作る。
- その上で、機構集積協力金も活用して地域の話し合いを進め、構想について地域の合意を形成し、機構が借りて転貸する。

4 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

- 基盤整備と機構を活用した農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化）がセットで進むよう、徹底して誘導する。

- ※1 この4つのアプローチで事業実施地域を多数作っていくことが重要。
当年度実施分だけでなく、次年度以降実施分についても、前広に進めていくことが重要。
それには、機構役職員（都道府県と一体となって活動する場合は、都道府県職員を含む）が現場で調整に動き回る体制が必要。
- ※2 いずれの場合も、地域の農業者等に対して、当該地域の農地利用図（利用者ごとに色分けして示したもの）を用いて、機構の活用前の状態と活用後の姿を明確にしながらか進めることが重要。
地域ごとに、機構活用前と活用後の農地利用図を対比し、農地集積・集約化のポイントを記載した個票を作成。
- ※3 他の地域に、先行事例についての機構の活用前・活用後の農地利用図を示すことにより、優良事例の横展開を推進。
マスコミ等への情報提供により、横展開を図ることも重要。
- ※4 農地集積・集約化の実績を上げることが目的なので、数字を常に意識しながら進めることが必要。

各都道府県・機構にお願いしたいこと

(1) 機構は、これまでの農地保有合理化法人の看板の書替えではありません。抜本的に見直していただく必要があります。

- ・ 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、地域農業の将来のために動き回る「デベロッパー」になったと考えて下さい。
- ・ そのため、役員の過半数は経営に関し実践的な能力を有する者とされており（法第4条）、農業法人等の担い手、経済界、マスコミが納得するような役員体制に刷新して下さい。
- ・ 機構は1つの経営体であり、役員、特に理事長は、どれだけのコストをかけて、どれだけの農地集積・集約化の成果を出すか（より小さなコストでより大きな成果）を常に意識して借り入れや転貸等の判断をしていただく必要があります。

機構本体がこうした判断ができないのであれば、都道府県自体に判断をお願いすることになります。

(2) 機構の役職員（都道府県が機構と一体となって活動する場合には都道府県の職員を含む）は、各市町村・各地域を動き回っていただく必要があります。

- ・ 機構の役職員体制は、現場で調整に当たるのに必要な人員をまず考えて下さい。
- ・ 機構が、各市町村・各地域の農地の状況（耕作放棄地の有無・分散錯画の状況など）、担い手の状況（十分いるかどうか）、人・農地プランの状況（農地流動化に向けた本格的なものになっているかどうかなど）等に精通することが必須です。
- ・ その上で、26年度及び今後数年の内に機構の事業を活用して大きな成果を出せると思われるモデル地域をできるだけ多く選定し、モデル地域に繰り返し足を運んで、調整を進める必要があります。
- ・ 地域のリーダーとなる担い手がいるところは、大きな成果を出す可能性が高いところですので、地域ごとに法人経営等の担い手との意見交換を積み重ね、状況に応じてモデル地域に選定して下さい（担い手相互の利用権の交換も大きな成果です）。